

令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助）の認定申請について

令和6年6月 日

（名称）鹿児島市公共交通ビジョン協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿児島市における公共交通について、鉄道は鹿児島中央駅を中心に、西方向に鹿児島本線、北方向に日豊本線、南方向に指宿枕崎線が運行されており、路面電車は市中心部で2系統運行されている。また、路線バスは、鹿児島市交通局、鹿児島交通、南国交通、JR九州バスの4事業者が市中心部と団地を結ぶ区間を中心に運行しているほか、桜島フェリーが24時間運航を行っており、これらについては、運行本数も多く、本市の基幹交通を担っているところである。

しかしながら、これらの基幹交通沿線地域とそれ以外の地域では、公共交通のサービス水準が大きく異なっており、高齢化の進行により、車を運転できない高齢者等を中心に日常生活に支障をきたすようになっていたことから、平成20年6月に「鹿児島市公共交通不便地総合連携計画」を策定し、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、基幹交通とつなぐフィーダ一路線であるコミュニティバス「あいばす」の運行を順次開始し、買い物や通院など、日常生活を営むために必要不可欠な移動手段の確保に取り組んでいるところである。

こうした地域においては、高齢化が他の地域より進んでいることなどもあり、今後も「あいばす」の運行を維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

このため、鹿児島市公共交通ビジョン協議会規約第2条第4号に基づく事業として、国の地域公共交通確保維持事業を活用し、「あいばす」運行の確保・維持を図るものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

下記のとおり、各地域の一本当たりの利用者数を目標として設定する。

「あいばす」の一本当たり利用者数の目標

	9年度 (R8.10～ R9.9)	8年度 (R7.10～ R8.9)	7年度 (R6.10～ R7.9)	6年度前期 実績 (R5.10～ R6.3)	5年度 実績 (R4.10～ R5.9)	4年度 実績 (R3.10～ R4.9)
谷山地域	6.2人	6.2人	6.2人	5.6人	5.1人	5.2人
喜入地域	4.2人	4.2人	4.2人	3.9人	3.8人	4.0人

※ 一本当たりの利用者数は年間輸送人員を年間運行回数で除した数で算出

【目標値設定の考え方】

(谷山地域)

5年度実績(5.1人/便)及び6年度前期実績(5.6人/便)が、6年度事業計画の目標(6.2人/便)を下回っていることから、7年度目標については、引き続き、6年度事業計画の目標である6.2人/便の達成を目指すこととし、7・8年度目標についても同様とする。ただし、8・9年度目標については、次年度以降の計画策定の際に、6年度実績を踏まえて上方修正等の見直しを検討することとする。

(喜入地域)

5年度実績(3.8人/便)及び6年度前期実績(3.9人/便)が、6年度事業計画の目標(4.2人/便)を下回っていることから、7年度目標については、引き続き、6年度事業計画の目標である4.2人/便の達成を目指すこととし、8・9年度についても同様とする。ただし、8・9年度目標については、次年度以降の計画策定の際に、6年度実績を踏まえて上方修正等の見直しを検討することとする。

(2) 事業の効果

谷山地域及び喜入地域の「あいばす」は、地域内にあるスーパーなどの店舗や病院、高齢者福祉センター等の温泉施設を結ぶとともに、本市の中心市街地への交通結節点となる谷山電停やJR指宿枕崎線の谷山駅や喜入駅等との接続も図っているところである。また、児童・生徒の通学の利用にも対応できるように運行計画を作成しているところである。

同地域の「あいばす」の運行を維持することにより、地域住民の方々の通学、通院、買い物、温泉施設利用といった日常生活を営むのに必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、市中心部へのネットワークとの連携も図られ、高齢者等の外出促進・地域活性化にもつながるものである。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・「あいばす」の路線図及び時刻表をホームページに掲載する。(鹿児島市)
- ・沿線に住む市民に対し、町内会等を通じて「あいばす」の利用促進について周知広報を行う。(鹿児島市)
- ・地域からの要望や利用状況等を踏まえ、運行ルートの見直しなどの検討を行う。(鹿児島市)
- ・令和4年12月に「あいばす」に導入したバスロケーションシステムのさらなる周知広報に取り組む。(鹿児島市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(谷山地域)

番号	運行系統の概要	運送予定者
(1) 谷山 1	笠松上～慈眼寺団地～木屋宇都公民館前～ふるさと考古歴史館前～谷山電停	鹿児島交通株式会社
(2) 谷山 2	谷山電停～南部親子つどいの広場～高齢者福祉センター谷山～笠松公民館前～慈眼寺団地～木屋宇都公民館前～谷山電停	
(3) 谷山 3	谷山電停～玉利西～大脇原～高齢者福祉センター谷山～南部親子つどいの広場～谷山電停	
(4) 谷山 4	谷山電停～南部親子つどいの広場～高齢者福祉センター谷山～笠松公民館前～慈眼寺団地～高尾西～谷山電停	

※時刻表等については、別紙のとおり

(喜入地域)

番号	運行系統の概要	運送予定者
(5) 喜入 1	老人憩の家前～シーメンスクラブ前～幸福団地前～中名駅前～喜入支所～野元公民館前～喜入支所～中名駅前～幸福団地前～シーメンスクラブ前～老人憩の家前	鹿児島交通株式会社
(6) 喜入 2	老人憩の家前～シーメンスクラブ前～幸福団地前～中名駅前～喜入支所～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	
(7) 喜入 3	老人憩の家前～喜入支所～野元公民館前～喜入支所～老人憩の家前	
(8) 喜入 4	老人憩の家前～喜入支所～喜入駅～前之浜駅前～生見駅～瀬崎～帖地公民館前	鹿児島交通株式会社
(9) 喜入 5	老人憩の家前～喜入支所～野元公民館前～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	
(10) 喜入 6	老人憩の家前～喜入支所～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	

※時刻表等については、別紙のとおり

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る谷山・喜入地域のコミュニティバス「あいばす」において、鹿児島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（調査員による聞き取りやポイントラリー実施によるアンケート）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>（谷山地域） 谷山地域「あいばす」は、玉利町内会、木屋宇都町内会といった、山間部に近く、市内の幹線道路からも遠い場所に位置し、半径1km以内にバス停等が存在しない交通空白地域を運行することとしている。</p> <p>（喜入地域） 喜入地域「あいばす」は、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域である喜入地域のうち瀬々串地域を除く地域を運行することとしている。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会)

- ・令和3年 9月13日(第1回・書面協議)
- ・令和3年11月25日(第2回)
- ・令和4年 3月16日(第3回) ※計画(案)の承認

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議)

- ・令和6年 3月15日(令和5年度第2回・書面協議)
※計画の一部改訂について承認
- ・地域内フィーダー補助系統等の位置付けを追加

(鹿児島市公共交通ビジョン協議会)

- ・令和6年 6月20日(第2回・書面会議) ※計画認定申請の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会)

- ① 第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会に、以下の団体のメンバー及び市の公募による市民5人が参画し、第六次総合計画の内容等を踏まえながら、重点戦略等の検討を行い、市民・交通事業者・行政等が一体となって取り組む新たな推進計画として、3回にわたって議論を行った。

- ・公益社団法人鹿児島県観光連盟

- ② パブリックコメントを令和3年12月15日から令和4年1月19日まで行い、52件の意見が寄せられた。

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議)

- ① 第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議に、以下の団体等の市民が参画し、計画の一部改訂(地域内フィーダー補助系統等の位置付け)の議論を行った。

- ・公益社団法人鹿児島県観光連盟
- ・消費生活アドバイザー
- ・特定非営利活動法人かごしま市民環境会議
- ・特定非営利活動法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会
- ・一般社団法人鹿児島県情報サービス産業協会

(鹿児島市公共交通ビジョン協議会)

- ① 鹿児島市公共交通ビジョン協議会に、以下の団体等の市民が参画し、令和7年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統補助)について、協議した。

- ・公益社団法人鹿児島県観光連盟
- ・消費生活アドバイザー
- ・特定非営利活動法人かごしま市民環境会議
- ・特定非営利活動法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会
- ・一般社団法人鹿児島県情報サービス産業協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島市山下町11-1

(所 属) 鹿児島市企画財政局企画部交通政策課

(氏 名) 坪水 宏樹

(電 話) 099-216-1113

(e-mail) ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によら

なくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。